

(意見書案第38号)

介護療養病床廃止の中止を求める意見書

一昨年の第164通常国会で医療制度改革関連法が成立し、介護療養病床が2012年3月末までに廃止され、医療療養病床も大幅に削減されることが決まった。その結果、北海道では、昨年4月時点で8,713床あった介護療養病床が完全に廃止される。

厚生労働省は、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設などを示しているが、介護療養型老人保健施設は夜間の医師や看護職員の配置が手薄くなるなど、現在の介護療養病床のように必要な医療を提供することは困難になる。また都道府県が実施した療養病床アンケート調査では、介護療養病床における医療区分1のうち、最低でも58.4%が都道府県が例示した医療処置を実施していることが明らかとなり、さらに「日中・夜間とも自宅では介護できる人がいない」との回答が、介護療養病床では61.4%に上っている。

しかし、介護療養病床の廃止が決まってから2年以上経過しているが、こうした人たちにどう対処していくかについては十分な対策がなされていない。このまま介護療養病床が廃止されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地で多数出ることは明白であり、今回の施策は過疎・広域・寒冷という北海道特有の地域事情を全く無視した地方切り捨ての改悪といつても過言ではない。

よって、国においては、介護療養病床廃止を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛